

平成 28 年度 建設安全衛生管理指導事業場説明会を開催しました

松山労働基準監督署

愛媛県の建設業における労働災害は「えひめ建設安全の日」及び「建設事業ノーダン運動」等の継続的な取組により、長期的には減少しているところです。

当署管内における建設業の労働災害の発生状況を見ますと、同じく長期的には減少しておりますが、近年、死亡災害は2年連続で2件発生し、死傷災害では依然として墜落・転落災害が最も多く、全体の約4割～5割を占めています。

建設業は、重層下請構造の下、所属の異なる労働者が同一場所で作業するという作業形態があり、短期間に作業内容が変化するという事業の性質から、労働災害防止対策においては、工事現場における元方事業者による統括管理の実施、現場で直接作業を行う関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進を基本に、当社がそれぞれの工事現場への安全衛生指導・援助を的確に行うことが重要となります。

当署においては、建設業における労働災害防止対策の一環として、管内に本社をもつ一定レベルの施工実績等をもつ事業場を対象とし、建設業における地域のモデル事業場(先導役)となつていただくための説明会をこの度開催しました。

当署としましては、年間を通しモデル事業場での自主的な安全衛生管理活動をサポートしていくこととしております。

話は変わりますが、剣術書「剣談」に次のような格言があります。

「勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負けなし」

この言葉を災害に置き換えますと、仮に無災害であったとしても、中には災害に繋がる要素はあったものの、運よく災害には至らなかったものがありますが、災害が発生した時は、訳もなく発生したものではなく、何らかの不安全要素が原因となって、災害に至っているということです。

無災害を達成するためには、災害発生要素は何か、どうしたらその要素を消すことができるかを考える必要があります、これが労働災害防止活動で言うところの「リスクアセスメント」を実施することとなります。

本年度は、第12次労働災害防止計画期間の4年目となりますが、誰もが安心して健康に働くことのできる社会を実現するため、管内の事業場において、一層の安全衛生活動が展開されることを期待します。



各事業場に要請する真鍋署長



取組事項等の説明状況